

平成20年3月26日  
航空局技術部

## 航空安全基準アップデートプログラム

### I 背景

我が国における航空輸送は、国際及び国内の中長距離輸送分野を中心に、旅行やビジネスでの人々の日常的な移動手段として、また経済活動を支える物資の輸送手段として、我が国の経済成長や国民生活の向上に貢献してきているが、今後とも、アジアを中心とした諸外国との交流の拡大、我が国の企業活動における国際分業体制の進展などが予想されるため、その役割は益々重要となる。

また、近年、B787型機等の新機材の導入のほか、アジア・ゲートウェイ構想の進展に伴う地方空港へのLCCを含む外国航空機の乗り入れ増加や羽田・成田の拡張など、航空輸送を取り巻く状況は大きく変化しようとしており、航空事故やトラブルを契機に航空の安全に関する社会的な関心も高まっている。

このような中、航空輸送の安全性確保のためのルールである「航空安全基準」（航空機の運航・整備に関する許認可、整備事業場の組織認証といったハード・ソフトにわたる技術上の安全基準）について、新たな技術進歩や国際標準の改定動向、さらには新たな安全管理手法や新たな航空輸送サービスの展開といった社会的ニーズを踏まえつつ、迅速かつ効果的に見直しを進めることが必要である。

このため、上記ニーズに適確に対応した航空安全基準へと転換し、航空輸送サービスの競争力向上、外国航空機の安全性確保と国際標準への適合等国民と事業者のニーズへの適確な対応を図るため、「航空安全基準アップデートプログラム」を策定するものである。

### II 航空安全基準検討委員会における審議・検討

「航空安全基準アップデートプログラム」は、その策定に当たり、学識経験者から構成される「航空安全基準検討委員会」において、現行の航空安全基準を総合的に評価・分析するとともに、航空安全基準の見直しに係る基本的な方針について審議したところであり、当該審議結果を踏まえ、以下に示す40項目について、それぞれ定める時期を目途に通達改正等の見直しを行うこととした。

### Ⅲ 具体的な見直し項目<40項目>

#### 1 航空輸送サービスの競争力向上

##### (1) 新型機材に係るメリットの早期実現

我が国航空会社が世界に先駆けて導入するB787型機について、その優れた性能等のメリットを早期に発揮させるため、安全性が担保される範囲内で、導入当初から円滑な機材運用を可能とする。

##### 【1】B787型機に係る操縦士技能証明試験の一部省略

(平成20年夏頃通達改正)

B777型機の型式限定技能証明を有する操縦士がB787型機へ限定変更する場合には、必要な技能訓練を終了していることを条件に、国の試験官が行う技能証明試験の一部(実地試験)を省略する。

##### 【2】B787型機に係る機長認定審査及び査察操縦士指名審査の一部省略

(平成20年夏頃通達改正)

B777型機に係る機長認定を有する操縦士に対してB787型機の機長認定の審査を行うに当たっては、B777型機での実績を勘案し、国の審査官が行う審査の一部(技能審査における実地審査及び路線審査における口述及び実地審査)を省略する。また、指定本邦航空運送事業者の査察操縦士が行う認定審査の場合についても、同様の取扱いを可能とする。

あわせて、B787型機に係る査察操縦士の指名審査を行うに当たっても、B777型機での実績を勘案し、B777型機での経験をB787型機の経験要件に定める経験とみなすとともに、国の審査官が行う審査の一部を省略する。

##### 【3】B787型機に係るCAT-I 航行を行う機長の経験要件の緩和

(平成20年夏頃通達改正)

B787型機の機長としてカテゴリー I 航行を行う場合の審査を査察操縦士が行うに当たっては、B777型機での実績を勘案し、B777型機での経験をB787型機の経験要件に定める経験とみなす。

##### 【4】長距離進出運航(ETOPS)承認のための運航・整備経験期間の短縮

(平成20年以降実施)

長距離進出運航(ETOPS:洋上等において、着陸可能な飛行場から一定以上

離れて行う運航)の承認に当たって、従来承認を受けようとする型式の航空機の運航・整備経験を踏まえて審査を行ってきたが、技術・設計の類似性の高い航空機を用いたETOPSの運航・整備経験も考慮して審査を行うことにより、承認に必要な運航・整備経験期間を大幅に短縮可能とする。

#### **【5】飛行間点検の取扱いの見直し（平成20年夏頃通達改正）**

飛行間点検を行うこと無しに耐空性を維持する整備プログラムが製造国・製造者によって構築されている航空機(B787型機についても、飛行間点検を設定しない方向で検討中。)については、飛行間点検を省略可能とする。また、飛行間点検を省略する場合の所要の整備体制(整備部門との連絡体制、不具合発生時のバックアップ体制等)に関する基準を策定する。

#### **(2) 将来にわたる運航乗務員の確保・育成等**

いわゆる「団塊の世代」等の大量退職や機材の小型化に伴う運航頻度の増加等を見据え、我が国航空会社における運航乗務員の確保及び育成を推進するとともに、一定以上の安全管理能力を有する航空会社を活用したさらなる安全性向上を図るため、指定本邦航空運送事業者制度等の基準を見直す。

#### **【6】指定本邦航空運送事業者制度の充実・強化（平成20年夏頃通達改正）**

航空運送事業者の経験及び能力に応じ、査察操縦士が行う審査の範囲を限定した指定本邦航空運送事業者に係る仕組みを構築し、指定本邦航空運送事業者制度の活用による組織認証を促進する。あわせて、指定本邦航空運送事業者に対する国の監督を強化することにより、安全性の向上を図る。

#### **【7】機長審査においてシミュレータによる技能審査に限定した査察操縦士の新設 (平成20年夏頃省令及び通達改正)**

シミュレータによる技能審査のみを行うことができる査察操縦士として、航空身体検査基準に適合しない者等を指名することができる仕組みを新設し、査察操縦士としての技量を有する者の有効活用を図る。

#### **【8】機長の定期審査として行うLOFT教官の要件の緩和**

(平成20年夏頃通達改正)

機長の定期審査としてシミュレータにより行うLOFT(Line Oriented Flight Training)教官として、航空身体検査基準に適合しない者等を選任することができる仕組みを新設し、LOFT教官の技量を有する者の有効活用を図るとともに、新規航空運送事業者におけるLOFT訓練の導入促進を図る。

**【9】査察操縦士が審査する機長の範囲の拡大（平成20年夏頃通達改正）**

類似規程事業者として指定された指定本邦航空運送事業者間の移籍又は出向に伴い機長認定に係る型式が変更する機長について、査察操縦士が審査する範囲内の機長とする。また、訓練部門への配属等の理由により機長認定が失効し復帰する者についても、査察操縦士が審査する範囲内の機長とする。

**【10】査察操縦士である者の雇用形態変更時における柔軟な運用**

（平成20年夏頃通達改正）

定年後の再雇用等により雇用形態に変更が生じる場合であっても、査察操縦士としての指名が引き続き効力を有するよう運用を改善する。

**【11】機長に係る定期審査の実施方法の合理化（平成20年夏頃運用改善）**

機長に係る定期路線審査(実地)について、片道で行う範囲を拡大する。

**【12】指定養成施設の技能審査においてシミュレータによる審査に限定した技能審査員の 신설（平成20年夏頃通達改正）**

シミュレータによる技能審査のみを行うことができる技能審査員として、航空身体検査基準に適合しない者等を指名することができる仕組みを新設し、技能審査員としての技量を有する者の有効活用を図る。

**(3) ビジネスジェットによる事業運営の柔軟化**

顧客との個別の契約に基づいて小型・中型ビジネスジェット機を用いて行うチャーター便事業を推進する観点から、安全性が担保される範囲内で、事業者における柔軟な路線設定が可能となるよう措置する。

**【13】小型・中型ビジネスジェット機によるチャーター事業に係る基準の見直し**

（平成20年6月頃通達改正）

20席クラス未満のビジネスジェット機によるチャーター事業について、承認を必要としない双発機における長距離進出運航(ETOPS)の範囲を、欧米の基準を参考にしつつ、現行の60分超から180分超に拡大する。なお、その他の安全基準についても、引き続き欧米の基準を参考にしつつ、順次見直すことが適当か検討する。

**2 安全認証に係る外国当局との連携**

**(1) 諸外国との相互承認の推進**

航空機の耐空性の証明や運航乗務員のライセンスに係る訓練・審査に関し、我が国と同等以上の制度・能力を有する諸外国との間での相互承認を推進し、安全審査に係る業務の効率化を図るとともに、外国当局との連携を強化することにより安全性の向上を図る。

**【14】米国との航空安全に関する二国間取極(BASA)の締結の推進**

(平成20年以降順次実施)

米国との間で航空機及び装備品の耐空性に関する相互承認を推進するため、航空安全に関する二国間取極(Bilateral Aviation Safety Agreement)及び同取極に基づく耐空性に関する実施取決め(IP:Implementation Procedures)の早期締結を目指す。また、米国との間での相互承認分野の拡大を図るため、整備施設、乗員ライセンス、シミュレータ等の分野における実施取決め(IP)の協議を推進する。

**【15】米国以外の国との間での相互承認の推進 (平成20年以降順次実施)**

米国以外の国との間においても、米国との二国間取極及び実施取決めをモデルケースとしつつ、対象国との状況に合わせた枠組みを整備し相互承認を推進する。

**【16】整備に関する相互承認の推進等による予備品証明のみなし制度の活用**

(平成20年以降順次実施)

我が国の航空運送事業者による装備品の修理作業に関する米国等への海外委託状況を踏まえ、我が国と同等以上の能力を有する国との間で、装備品の整備に関する相互承認を推進するとともに、外国の装備品製造者／修理事業者に対する我が国の認定事業場に係る認定の取得を促進する。

**3 外国航空機の安全確保と国際標準への適合**

**(1) 外国航空機の安全性確保**

我が国に乗り入れる外国航空機をめぐっては、昨年来、那覇空港における炎上事故や関西国際空港における滑走路誤進入事案など社会的に関心を集める事案が発生しており、また、諸外国においても外国航空機に対する安全監視が強化されているため、外国航空機の安全確保対策を強化する。

### **【17】外国航空機安全対策の中核となる組織の新設と外国当局との連携強化**

(平成20年4月から実施)

外国航空機の安全性確保に関する施策を一元的に管理する組織として、技術部運航課に外国航空機安全対策官を新設し、外国航空機の安全性に関する情報の収集、不具合発見時における円滑な調整等を図る観点から、外国当局との連携を強化する。

### **【18】ランプ・インスペクションの充実強化 (平成20年4月から実施)**

我が国の空港に駐機中の外国航空機に対する立入検査(ランプ・インスペクション)について、安全性が懸念される外国航空会社に重点をシフトするとともに、検査回数を増加させる。

### **(2) 国際的な基準との整合性の確保**

国際民間航空条約及び同附属書の改正事項については、安全性の更なる向上を図る観点から、可能な限り迅速に我が国の航空法規に採用する必要があるため、未採用の改正事項を航空安全基準に反映する。あわせて、我が国の航空安全基準と諸外国において広く採用されている技術基準との整合を図る。

### **【19】新たなRNAV航行の導入に対応した運航基準の設定**

(RNP進入:平成20年2月通達改正済、RNP4:平成20年夏頃通達改正)

空港監視レーダーが設置されていない空港へのRNAVの展開を可能とするRNP進入について、国際民間航空機関の定める指針に基づく運航基準を設定する。

また、洋上空域(現在の航法精度10海里:管制間隔50海里まで)において、管制間隔の更なる短縮(30海里まで)に対応するため、航法精度4海里であるRNP4航行について、国際民間航空機関の定める指針に基づく運航基準を設定する。

### **【20】認定事業場に対する安全管理システム(SMS)導入義務化**

(平成20年夏頃省令改正、平成21年1月施行)

国際民間航空条約第6附属書の改正を踏まえ、安全管理システム(SMS)の導入を認定事業場に対しても義務付ける。

### **【21】航空運送事業許可証等の写しの航空機への搭載義務化**

(平成20年6月頃通達改正)

国際民間航空条約第6附属書の改正を踏まえ、航空運送事業に使用する航空機への事業許可証の写し及び運航仕様書の写しの搭載を義務付ける。

**【22】飛行データ解析プログラムの導入の義務付け（平成20年5月頃通達改正）**

国際民間航空条約第6附属書の改正を踏まえ、航空運送事業者に対し、日常運航に係る飛行データの収集・分析及び必要に応じた是正措置を内容とする飛行データ解析プログラムの導入を義務付ける。

**【23】運航者における電子航法データの品質保証の義務付け**

**（平成20年秋頃通達改正）**

国際民間航空条約第6附属書の改正を踏まえ、航空運送事業者に対し、電子航法データの品質確保及び適時性をもった航空機への搭載について運航者が講じるべき手順の設定を義務付ける。

**【24】地上支援業務(危険物取扱いを含む。)に係る手順等の規程化の義務付け**

**（平成20年夏頃省令改正）**

国際民間航空条約第6附属書の改正を踏まえ、航空運送事業者に対し、危険物取扱いを含めた地上支援業務の安全性確保に関する手順等を規程化することを義務付ける。

**【25】モードCトランスポンダーの装備義務空域の拡大（平成20年夏頃省令改正）**

国際民間航空条約第6附属書の改正を踏まえ、モードCトランスポンダー(質問電波に対して航空機の高度を応答する機能を有する航空交通管制用自動応答装置)の装備を義務付ける空域を拡大する。

**【26】航空機用救命無線機(ELT)の装備義務の拡大（平成20年4月省令改正）**

国際民間航空条約第6附属書の改正を踏まえ、水上飛行か否かにかかわらず航空機用救命無線機(ELT)の装備(種類及び数を規定)を義務付ける。

**【27】緊急用フロートの装備義務の変更（平成20年4月省令改正）**

国際民間航空条約第6附属書等の規定等を踏まえ、緊急用フロートの装備を義務付ける回転翼航空機の範囲を見直す。

**【28】航空機の防除雪氷作業の取扱いの明確化（平成20年秋頃通達制定）**

国際民間航空機関の定める指針を踏まえ、航空運送事業者における防除雪氷作業の適切な作業実施体制に関する手順等を規定化する。

**【29】非常口座席への搭乗に係る安全上の基準の見直し**

(平成20年6月頃通達改正)

非常時における乗客の円滑な脱出を図るため、欧米の基準を参考にしつつ、航空運送事業に使用する航空機の非常口座席に搭乗できる者(客室乗務員の指示に従って非常口扉の操作を行うことができる者と認められる者)に関する安全上の基準を見直す。

**【30】幼児の搭乗に関する安全上の基準の見直し (平成20年6月頃通達改正)**

非常時における幼児搭乗者の安全を確保するため、欧米の基準を参考にしつつ、幼児用の酸素供給装置や救命胴衣の装備数など幼児の搭乗に関する安全上の基準を明確化する。あわせて、座席数の25%以下に制限している幼児の搭乗数制限を撤廃する。

**【31】長距離進出運航(ETOPS)の基準の見直し (平成20年秋頃通達改正)**

米国の長距離進出運航(ETOPS)の基準について、3・4発機を対象に加えるとともに、ビジネスジェット機用の基準が新たに制定されるなどの見直しが行われていることを踏まえ、我が国のETOPS基準についても、ICAOにおける検討の状況、米国の基準等を参考にしつつ、見直しを行う。

**【32】カテゴリー航行に関する許可基準の見直し**

(平成20年3月以降段階的に通達改正、年内措置)

新技術に対応した機器の導入等を背景として欧米において基準の見直しが行われている状況にかんがみ、米国の基準を参考にしつつ、許可要件である実運航試験回数の軽減に関する例外条項の導入を含め、カテゴリー航行(CAT-I・II・III)に関する我が国の許可基準を見直す。

**【33】我が国におけるMPLのあり方に関する検討の推進**

(平成20年中検討本格化)

国際民間航空条約第1附属書の改正及びMPL(Multi-crew Pilot License)に関する海外事例等の調査結果を踏まえ、制度化を含めた我が国におけるMPLのあり方についての検討を本格化する。

**【34】自家用操縦士の技量維持のあり方に関する検討の推進**

(平成20年中検討本格化)

我が国における自家用機の事故傾向、海外事例の調査結果等を踏まえ、自家



用操縦士の技量維持のあり方についての検討を本格化する。

#### 4 安全・安心を前提とした事業者等のニーズへの対応

##### (1) 搜索・救難活動等への対応

災害時に備えてヘリコプターが場外離着陸場を使用して訓練を行う場合等における許可基準を合理化するとともに、救難機関が夜間に搜索救難訓練を行う場合の場外離着陸の許可基準を明確化する。

##### 【35】ヘリコプターの場外離着陸等に係る許可基準の整理・合理化

(平成20年6月以降段階的に通達改正、年内措置)

災害時に備えてヘリコプターが場外離着陸場を使用して訓練を行う場合をはじめとして、航空運送事業者及び航空機使用事業者に対する場外離着陸及び最低安全高度に係る許可について、安全管理に係る要件を満たすことを前提に、許可期間の延長、添付書類の合理化、再申請の簡略化等の合理化を図る。

##### 【36】救難機関の夜間搜索救難訓練に係る場外離着陸の許可基準の明確化

(平成20年6月頃通達改正)

消防・防災航空隊などの救難機関が夜間において実業務に近い条件下で訓練ができるよう、場外離着陸の許可に係る基準を明確化する。

##### (2) その他安全基準の合理化等

安全性が担保される範囲内で可能な限り事業活動上のニーズに応えるため、航空安全基準の合理化等を図る。

##### 【37】客室業務の委託可能範囲の見直し (平成20年3月通達改正)

航空法に規定する機長の指揮命令の実効性が担保される範囲内で、客室乗務員の責任者と運航乗務員とが同一会社に所属していなければならないとする従来の要件を撤廃する。

##### 【38】連続式耐空証明の交付基準の明確化 (平成20年夏頃通達改正)

航空機の整備に係る管理及び実施体制について、新規航空会社が取り組むべき指針を示す観点から、連続式耐空証明(「整備規程の適用を受けている期間」連続して有効である耐空証明)の交付を行う基準を明確化する。

##### 【39】小型事業機の整備及び検査に係る事業場認定の取得の促進

(平成20年夏頃策定)

小型事業機の整備及び整備後の検査の能力に係る事業場認定の取得を促進するため、事業場認定に必要な業務規程の文書化を支援するためのガイダンスを策定する。

#### 【40】複数の事業者に対する整備改造に係る事業場認定の基準の設定

(平成20年中検討本格化)

グループ企業間の複数の事業者が一つの品質管理体制の下で認定業務を行う場合において、業務が適確に実施され、安全性が確保されるための審査基準を設定する。

#### IV 終わりに

近年の航空輸送を取り巻く環境の変化は一段と加速化しており、航空安全技術の分野においてもこれらの動向を把握し、的確に対応していくことが求められている。このような状況の中で、本プログラムは、近年の技術開発の動向や社会情勢の変化など近い将来に予想される事案に対し、航空安全基準がそれらを取先行したものとなるよう、文字通り現行基準を「アップデート」するための方針を示したものである。今後、本プログラムに定められた事項の実施に際しては、それぞれ定める時期を目途に、精力的な検討を行い、またパブリックコメント等必要な手続きを行うこととし、実施後は安全監査等により航空安全基準が遵守されていることを監視していくことにより、航空輸送の安全性の更なる向上を実現してまいりたい。

## 「航空安全基準検討委員会」の設置について

### 1. 設置の趣旨

B787型機等の新機材の導入のほか、アジアゲートウェイ構想の推進や羽田再拡張事業の伸展など、航空輸送を取り巻く状況は大きく変化している。

このような中で、航空運送事業に関する許可基準や組織認証に関する基準といった航空安全基準について、新たな技術進歩や国際標準の改定動向、さらには新たな安全管理手法や新たな航空輸送サービスの展開といった社会的ニーズを踏まえつつ、迅速かつ効果的に見直しを進めることが課題となっている。

このため、現行の航空安全基準について、その適用に関する事務手続きのあり方を含めて総合的に評価・分析するとともに、今後の見直しの方針等の基本的な事項について審議するため、「航空安全基準検討委員会」を設置する。

なお、本審議結果を踏まえ、基準見直しの具体的内容を取りまとめた「航空安全基準アップデートプログラム」を策定することとする。

### 2. 開催実績

第1回：平成19年11月20日

第2回：平成20年 1月29日

第3回：平成20年 3月26日

(参考2)

## 航空安全基準検討委員会 委員名簿

### (委員長)

すずき しんじ  
鈴木 真二 東京大学大学院工学系研究科 教授

### (委員)

おち のぶお  
越智 信夫 (財)航空輸送技術研究センター 専務理事

くぼ てつや  
久保 哲也 (社)日本航空技術協会 会長

はぎお ひろやす  
萩尾 裕康 (社)日本航空機操縦士協会 会長

はりがえ まさとし  
張替 正敏 (独)宇宙航空研究開発機構

航空プログラムグループ運航・安全技術チーム長

ふじいし きんや  
藤石 金彌 航空ジャーナリスト

りのいえ けんいち  
李家 賢一 東京大学大学院工学系研究科 教授

(敬称略、アイウエオ順)

### (航空局)

たに やすひさ  
谷 寧久 航空局技術部長

たかはし かずひろ  
高橋 和弘 航空局技術部運航課長

しまむら あつし  
島村 淳 航空局技術部航空機安全課長

とみた ひろあき  
富田 博明 航空局技術部乗員課長

しもの もとや  
下野 元也 航空局技術部運航課安全推進室長

かわかつ ひろひこ  
川勝 弘彦 航空局技術部運航課技術企画調整官

かわかみ みつお  
川上 光男 航空局技術部航空機安全課航空機技術基準企画官

しまづ たつゆき  
島津 達行 航空局技術部乗員課航空従事者養成・医学適性管理室長

### (オブザーバー)

(社)全日本航空事業連合会

定期航空協会

## 航空安全基準アップデートプログラム(案) 一覧表

### 1 航空輸送サービスの競争力向上

- 【1】B787型機に係る操縦士技能証明試験の一部省略
- 【2】B787型機に係る機長認定審査及び査察操縦士指名審査の一部省略
- 【3】B787型機に係るCAT-I 航行を行う機長の経験要件の緩和
- 【4】長距離進出運航(ETOPS)承認のための運航・整備経験期間の短縮
- 【5】飛行間点検の取扱いの見直し
- 【6】指定本邦航空運送事業者制度の充実・強化
- 【7】機長審査においてシミュレータによる技能審査に限定した査察操縦士の新設
- 【8】機長の定期審査として行うLOFT教官の要件の緩和
- 【9】査察操縦士が審査する機長の範囲の拡大
- 【10】査察操縦士である者の雇用形態変更時における柔軟な運用
- 【11】機長に係る定期審査の実施方法の合理化
- 【12】指定養成施設の技能審査においてシミュレータによる審査に限定した技能審査員の新設
- 【13】小型・中型ビジネスジェット機によるチャーター事業に係る基準の見直し

### 2 安全認証に係る外国当局との連携

- 【14】米国との航空安全に関する二国間取極(BASA)の締結の推進
- 【15】米国以外の国との間での相互承認の推進
- 【16】整備に関する相互承認の推進等による予備品証明のみなし制度の活用

### 3 外国航空機の安全確保と国際標準への適合

- 【17】外国航空機安全対策の中核となる組織の新設と外国当局との連携強化
- 【18】ランプ・インスペクションの充実強化
- 【19】新たなRNAV航行の導入に対応した運航基準の設定
- 【20】認定事業場に対する安全管理システム(SMS)導入義務化
- 【21】航空運送事業許可証等の写しの航空機への搭載義務化
- 【22】飛行データ解析プログラムの導入の義務付け
- 【23】運航者における電子航法データの品質保証の義務付け
- 【24】地上支援業務(危険物取扱いを含む。)に係る手順等の規程化の義務付け
- 【25】モードCトランスポンダーの装備義務空域の拡大
- 【26】航空機用救命無線機(ELT)の装備義務の拡大
- 【27】緊急用フロートの装備義務の変更
- 【28】航空機の防除雪氷作業の取扱いの明確化
- 【29】非常口座席への搭乗に係る安全上の基準の見直し
- 【30】幼児の搭乗に関する安全上の基準の見直し
- 【31】長距離進出運航(ETOPS)の基準の見直し
- 【32】カテゴリー航行に関する許可基準の見直し
- 【33】我が国におけるMPLのあり方に関する検討の推進
- 【34】自家用操縦士の技量維持のあり方に関する検討の推進

### 4 安全・安心を前提とした事業者等のニーズへの対応

- 【35】ヘリコプターの場外離着陸等に係る許可基準の整理・合理化
- 【36】救難機関の夜間捜索救難訓練に係る場外離着陸の許可基準の明確化
- 【37】客室業務の委託可能範囲の見直し
- 【38】連続式耐空証明の交付基準の明確化
- 【39】小型事業機の整備及び検査に係る事業場認定の取得の促進
- 【40】複数の事業者に対する整備改造に係る事業場認定の基準の設定

(参考4)

### 航空安全基準アップデートプログラムの実施スケジュール(案)

平成20年夏頃までに措置するもの	平成20年度中に措置するもの
<ul style="list-style-type: none"><li>【1】B787型機に係る操縦士技能証明試験の一部省略</li><li>【2】B787型機に係る機長認定審査及び査察操縦士指名審査の一部省略</li><li>【3】B787型機に係るCAT-I 航行を行う機長の経験要件の緩和</li><li>【5】飛行間点検の取扱いの見直し</li><li>【6】指定本邦航空運送事業者制度の充実・強化</li><li>【7】機長審査においてシミュレータによる技能審査に限定した査察操縦士の新設</li><li>【8】機長の定期審査として行うLOFT教官の要件の緩和</li><li>【9】査察操縦士が審査する機長の範囲の拡大</li><li>【10】査察操縦士である者の雇用形態変更時における柔軟な運用</li><li>【11】機長に係る定期審査の実施方法の合理化</li><li>【12】指定養成施設の技能審査においてシミュレータによる審査に限定した技能審査員の新設</li><li>【13】小型・中型ビジネスジェット機によるチャーター事業に係る基準の見直し</li><li>【17】外国航空機安全対策の中核となる組織の新設と外国当局との連携強化</li><li>【18】ランプ・インスペクションの充実強化</li><li>【19】新たなRNAV航行の導入に対応した運航基準の設定</li><li>【20】認定事業場に対する安全管理システム(SMS)導入義務化</li><li>【21】航空運送事業許可証等の写しの航空機への搭載義務化</li><li>【22】飛行データ解析プログラムの導入の義務付け</li><li>【24】地上支援業務(危険物取扱いを含む。)に係る手順等の規程化の義務付け</li><li>【25】モードCトランスポンダーの装備義務空域の拡大</li><li>【26】航空機用救命無線機(ELT)の装備義務の拡大</li><li>【27】緊急用フロートの装備義務の変更</li><li>【29】非常口座席への搭乗に係る安全上の基準の見直し</li><li>【30】幼児の搭乗に関する安全上の基準の見直し</li><li>【36】救難機関の夜間捜索救難訓練に係る場外離着陸の許可基準の明確化</li><li>【37】客室業務の委託可能範囲の見直し</li><li>【38】連続式耐空証明の交付基準の明確化</li><li>【39】小型事業機の整備及び検査に係る事業場認定の取得の促進</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>【23】運航者における電子航法データの品質保証の義務付け</li><li>【28】航空機の防除雪氷作業の取扱いの明確化</li><li>【31】長距離進出運航(ETOPS)の基準の見直し</li><li>【32】カテゴリ航行に関する許可基準の見直し</li><li>【35】ヘリコプターの場外離着陸等に係る許可基準の整理・合理化</li></ul>
	その他
	<ul style="list-style-type: none"><li>【4】長距離進出運航(ETOPS)承認のための運航・整備経験期間の短縮(平成20年以降実施)</li><li>【14】米国との航空安全に関する二国間取極(BASA)の締結の推進(平成20年以降順次実施)</li><li>【15】米国以外の国との間での相互承認の推進(平成20年以降順次実施)</li><li>【16】整備に関する相互承認の推進等による予備品証明のみなし制度の活用(平成20年以降順次実施)</li><li>【33】我が国におけるMPLのあり方に関する検討の推進(平成20年中検討本格化)</li><li>【34】自家用操縦士の技量維持のあり方に関する検討の推進(平成20年中検討本格化)</li><li>【40】複数の事業者に対する整備改造に係る事業場認定の基準の設定(平成20年中検討本格化)</li></ul>